

募集の
お知らせ

山形県若者定着奨学金返還支援事業 「助成対象者」を募集します

● 募集対象者【次の各号に全て該当するかた】

- 1 白鷹町内に居住し県内の高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程を卒業したかた
- 2 県内外の大学、大学院修士課程、高等専門学校（第4学年以上）、県内の短期大学又は専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に在学するかた
- 3 日本学生支援機構の第一種奨学金（無利子）の貸付を受けているかた
- 4 大学等を卒業後6か月以内に山形県内に居住かつ就業し、その後3年間継続する見込みのかた
- 5 次の対象産業分野への就業を希望するかた。ただし、公務員は対象外です。
 - (1) 商工分野 (2) 農林水産分野 (3) 建設分野
 - (4) 医療・福祉分野（医師、看護師、介護福祉士、保育士を除く）

● 助成金額

助成候補者の認定を受けた年度の翌年度以降に奨学金の貸与を受けた月数に2万6千円を乗じた額を上限に支援します。

（例）4年制大学を卒業した場合
 $26,000円 \times 48カ月 = 1,248,000円$
 を上限に支援します。

※白鷹町以外に移住した場合は、助成金額が1/2に減額となります。

● 募集人数：4名

書類審査により認定し、文書で通知します。なお、募集人数を上回る応募があった場合、書類審査等により選考します。

※募集人数を上回る応募があった場合には、助成対象者に認定されない場合があります。

● 応募について

下記の必要書類を、募集期間内に白鷹町役場産業振興課商工振興係へ持参、または郵送により提出してください。

▷ 必要書類

- 1 白鷹町若者定着奨学金返還支援事業助成候補者認定申請書
 - 2 成績証明書（在学中の大学等の成績証明書）
 - 3 平成27年の家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の所得に関する証明書の写し
 - 4 奨学金貸与証明書又は奨学生証の写し
- ※書類は、それぞれ2部（原本及びその写し）提出してください。

▷ 募集期間

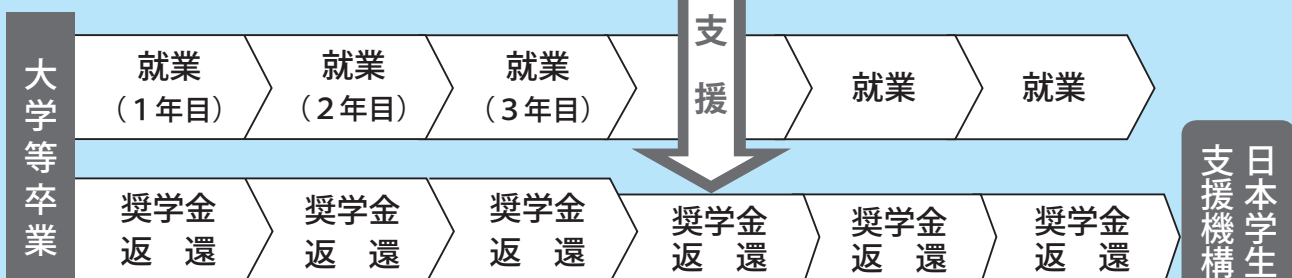
6月15日（水）～7月29日（金）
 ※郵送の場合は必着

【問い合わせ】

産業振興課商工振興係 ☎ 8 5 - 6 1 3 6 [直通]

事業のしくみ

山形県若者定着奨学金返還支援事業



※就業後3年間奨学金返還することが助成の要件となります。